

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人港湾労働安定協会(以下「協会」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等の支給)

第2条 役員には、役員報酬を支給するほか、特別手当及び通勤手当(以下「役員報酬等」という。)を支給する。

2 協会の業務で生じた実費弁償分については、役員報酬等には含まれない。

3 役員報酬等は、全額通貨で直接役員に支給する。ただし、法令に基づきその役員報酬等から控除すべきものがあるときは、その金額を控除することができる。

4 前項の規定にかかわらず、本人の同意があるときは、その指定する金融機関の本人名義の口座へ振込みによって支給することができる。

(役員報酬月額)

第3条 役員報酬月額は、会長が別に定める額とする。

(特別手当)

第4条 特別手当の額は、一の年度において、役員報酬月額を基準額として、当該基準額に5を乗じた額の範囲内において会長が別に定める額とする。

(通勤手当の額)

第5条 通勤手当の額は、別途会長が定めるところにより算定した額とする。

(支給日)

第6条 役員報酬等(特別手当を除く。)の支給日は、毎月25日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

2 特別手当は、6月及び12月に支給する。

(支給方法)

第7条 新たに役員となった者は、役員として就任した月から役員報酬等を支給する。

2 役員が辞任したときは、辞任した月まで役員報酬等を支給する。

3 役員が死亡したときは、死亡した月まで役員報酬等を支給する。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から実施する。

2 この規程の実施に際し、実施前に就任している役員の役員報酬については、なお、従前の例による。

常勤役員の報酬月額について

役員報酬規程第3条の規定に基づき、常勤役員の報酬月額は、次に定める範囲以内において会長が定める。

記

(1) 専務理事	950,000円
(2) 常務理事	850,000円
(3) 監 事	800,000円

平成15年10月1日

財団法人港湾労働安定協会

会 長 森 川 浩 延